

第 1 回 北見市行財政改革推進委員会 会議録

開 催 日：平成 18 年 10 月 6 日（金）

開催場所：市役所 第 1 会議室

開 会：午後 3 時 03 分

閉 会：午後 5 時 02 分

委員会次第

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 市長あいさつ
4. 委員紹介
5. 委員長及び副委員長の選出について
6. 行財政改革大綱策定に係る諮問
7. 報告事項
 - (1) 北見市行財政改革推進委員会設置要綱について
 - (2) 北見市行財政改革大綱の策定スケジュール等について
8. 協議事項
 - (1) 諮問事項に対する調査及び審議の進め方について
 - (2) 北見市行財政改革大綱策定方針について
9. その他
 - (1) 配布資料の説明
 - (2) 第 2 回北見市行財政改革推進委員会の日程について
 - (3) その他

配布資料

資料 1 北見市行財政改革推進委員会設置要綱

資料 2 行財政改革大綱策定スケジュール等

資料 3 諮問事項に対する調査及び審議の進め方について

資料 4 北見市行財政改革大綱策定方針

資料 5 北見市行財政改革推進委員会名簿

別冊資料

北見市行財政改革推進委員会資料

オホーツク圏北見地域合併協議会〔事務事業項目に係る調整方針一覧〕

オホーツク圏北見地域合併協議会〔新市まちづくり計画〕

出席者委員（ 9 名）

今村一喜委員、葛西恭博委員、佐伯政勝委員、鞘師守委員、関本篤司委員、高橋篤哉委員、橘和子委員、畠山誠委員、村本慧乃委員

欠席者委員（ 6 名）

稲村幸宏委員、上杉泰治委員、宇草良美委員、永田たか子委員、永田正記委員、古川壽委員

事務局

神田市長、南川副市長、宮内理事、坂本企画財政部長、五十嵐企画財政部次長、伊藤行政評価・行財政改革主幹、皆川財政課長、宮川行政評価・行財政改革担当係長

会議経過

1. 開会

坂本企画財政部長 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

ただいまから、第1回行財政推進委員会を開催させていただきたいと思いますが、私は、本日の進行を勤めます、企画財政部長の坂本でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、お手元に配布してございます、第1回の委員会資料にございます委員会次第に沿って、会議を進めさせていただきたいと思います。

次第の2番目でございますが、委嘱状の交付でございます。市長から委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきます。市長が皆様の席を順次回りますので、その場にお立ちのうえお受け取り願いたいと思います。

2. 委嘱状交付

【委嘱状交付】

3. 市長あいさつ

坂本企画財政部長 ここで、市長からご挨拶を申し上げます。

神田市長 皆様こんにちは。皆様日中、大変お忙しい中をご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまは、それぞれ皆様に委嘱状をお渡しいたしましたけれども、委員をお引き受けをいただくことにあたってそれぞれご快諾を賜り心から感謝とお礼を申し上げた

と思います。また、ご参集いただいている皆様は、もともと市政の色々なところでご協力をいただいております。そのこともこの場を借りて厚く御礼申し上げたいと思います。

さて、3月5日に合併をいたしました。新しい北見市がスタートいたしましたわけでございます。それぞれ旧市町で行財政改革に取り組んでまいりました。私も旧北見市の市長に就任して以来、振興公社を民間に譲渡したり、あるいはガス事業についても民間に譲渡するなど民営化を進めてまいりました。さらには、ほとんどの施設は指定管理者制度を導入し委託できるものは民間に委託ということでほとんどの施設がそういった状況になっております。

また、そういったことから普通会計の職員数は843人から718人と5年間で15パーセント、125人の削減を旧北見市で行ってまいりました。また、普通会計ベースでございますが、公共事業では平成10年度159億円ほどございます。

合併前の平成16年度の公共事業、投資的経費といわれるものでございますが、66億円ということで半分以下になっております。逆にいうと公共事業、景気対策をどんどん国がやりなさいと言ってきた借金払いができております。

さらには、景気低迷による生活保護や高齢化に伴う福祉関係経費など増えてきております。

一方では、平成9年度最大で130億円弱ありました市税が115億円を切るような状況でございます。つまり、家庭でいいますとお父さんの給料が下がり、故郷からの仕送りが落ちている。ということで収入

が落ちている。家庭のおじいちゃんおばあちゃんの医療費が増えている。そういった状況であります。

さらには過去の公共事業に伴う借金払いても増えているというような状況になってございます。これは全国の自治体も同じような状況にあるのではないかと思います。特に北海道は、公共事業依存型の地域でございますので特に強い傾向にあります。

従いまして、全国的にはいざなぎ景気を超える景気回復だと言っておりますけれども、北海道だけは蚊帳の外という感じでございます。これは、公共事業に多く依存しているために民間の力が弱いといったためにいざなぎ景気を超えるというのは、全く実感としてなくむしろ最低の状態というような状況になっているわけでございます。

従いまして、税収は当然増えるような仕組みになってございませぬ。交付税が減っても税収が増えている町が本州の方ではありますが、私どもは両方落ちている状況でございます。

さらには、合併によりましてガス事業を譲渡しました。これによりまして、地方債の未償還が19億円ほどありますけれども、これらを前倒して3年以内に整理することになりますので、普通は10年なら10年で返していくものを3年で払っていく。

あるいは、合併前の旧3町では、退職手当組合に入っておりました。脱退に当たっては、清算金を支払わなければならないということでもあります。

当然これからさまざまな事業整理に伴う一時金というものが出てまいります。

ただそれらは、将来に向かってある意味では非常にもともと支払いをしなくてはな

らないもの、あるいは赤字の整理をしなくてはならないものを整理している状況でございます。

従いまして、合併によって財政的に楽になったのかと言われますと、現段階では合併時に多額の投資をしている状況です。

これから、例えば人員の削減であるとか、あるいは合併特例債といわれる地方債については、国の支援が7割程度受けられるものがございます。

そういった有利なものを使っていくと将来は少し財政的には楽になっていくのかなと思っております。

全体の流れは、一時的には大変厳しい状況にあるということだけは間違いありません。

ご覧のとおり銀河線についても廃止ということになりましたので、これらについても完全に整理をするときには、そこからの借入金についても整理をしていくということにもなりますので、財政的に変化があったわけではありませぬけれども、資金繰り上はそうやって整理をしてくと厳しい状況になっていくということで、さまざまな取り巻く環境がございます。

私どもは、それぞれの旧市町で行財政改革に取り組んできています。さらにそれを積み上げていくということを実はしていかななくてはならないと思っております。

行財政改革というのは、皆さんにご議論いただいたのは経費の部分だけではなく仕組みを変えることによって、いわゆる同じ投資でどれだけサービスが実際に上がるかというようなさまざまな目線でご議論いただければと思っております。

行財政改革をいただく分野についていい

ますと、決して財政状況の話だけではございません。仕組み全体をご議論いただき時代に応じた行政の形にしていくことも大きな改革でございますので、幅広い観点から皆様のご議論をいただければありがたいというふうに思います。

少し長くなりましたけれども、国にありまして三位一体の改革、いわゆる形を変える努力をされております。それはわれわれにも部分的には痛みとなって伝わってきております。これも致し方ないことだというふうに思っております。どうぞそういった意味でよろしく願い申し上げたいと思います。

4. 委員自己紹介

坂本企画財政部長 ありがとうございますます。

それでは、本日は第1回目の会議でございますので、行財政改革担当の副市長、また、委員の皆様から簡単に自己紹介をいただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

南川副市長 ご紹介ありました副市長の南川でございます。

それぞれの副市長がそれぞれの担当を持つというのが神田市長の考え方で、私は行財政改革担当ということでございます。

皆さんの知恵を借りながらしかも困難な時代ではありますが、何とかここを乗り越えて確固たる自治体になることを目指し、お知恵を借りたいと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げまして、ご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

坂本企画財政部長 では、今村委員から順にお願いいたします。

【各委員自己紹介】

今村一喜委員

葛西恭博委員

佐伯政勝委員

鞘師守委員

関本篤司委員

高橋篤哉委員

橘和子委員

畠山誠委員

村本慧乃委員

坂本企画財政部長 ありがとうございますました。

なお、本日留辺蘂自治区の稲村幸宏委員、日本赤十字北海道看護大学の上杉泰治委員、連合北海道北見地区連合の宇草良美委員、北見自治区の永田たか子委員、北見商工会議所の永田正記委員、北見社会福祉協議会の古川壽委員の6名の方につきましては、所用により欠席される旨のご連絡をいただいております。

続きまして、事務局を担当する職員の自己紹介をいたさせます。

【事務局職員自己紹介】

五十嵐企画財政部次長

伊藤行政評価・行財政改革主幹

皆川財政課長

宮川行政評価・行財政改革係長

また、あわせて今年7月に経済産業省から北見市に出向しております、農林水産商工部担当理事の宮内理事をご紹介させてい

たきます。

【宮内理事自己紹介】

坂本企画財政部長 次に会議の成立について、事務局から報告いたします。

事務局 会議の開催に当たりましては、北見市行財政改革推進委員会設置要綱第5条第2項の規定によりまして、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、本日の出席委員数は、15名中、9名の出席をいただいております、定足数を超過しておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

5. 委員長及び副委員長の選出について

坂本企画財政部長 それでは、本日の議題に入らせていただきますが、本委員会の委員長及び副委員長が選出されるまでの間、会議の進行につきましては、市長が務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

神田市長 それでは、私の方で前段進めさせていただきますと存じます。

はじめに、5番目の次第になりますが、「委員長及び副委員長の選出について」でございます。

北見市行財政改革推進委員会設置要綱の第4条によりまして、委員長及び副委員長、各1名を委員の互選により定めることとなっております。

委員長、副委員長をどのように選出したらよいのか皆様からご意見があればいただきたいと思っております。

佐伯委員 事務局で何か案はないのか。

神田市長 ただいま、事務局案があるのかというご意見ございました。その他ございますか。

なければ、事務局に案があれば示すということによろしいでしょうか。

委員 他の意見なし。

神田市長 それでは、事務局案ありますか。

坂本企画財政部長 事務局といたしましては、委員長に北見工業大学教授の鞘師委員に、副委員長には、本日所用のため欠席されておりますが北見商工会議所副会頭の永田委員にお願いしたいと考えております。

神田市長 ただいま、事務局から委員長に鞘師委員、副委員長には永田委員のお名前が出されました。

皆様の賛同を拍手でお願いしたいと思います。

委員 全員拍手

神田市長 ありがとうございます。

全会一致を持ちまして承認をいただきましたので決定とさせていただきます。

それでは、鞘師委員長にはこちらの方に席を移動していただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、委員長からご挨拶いただきたいと思っておりますが、よろしくお願いたします。

す。

鞘師委員長 ご指名をいただきました鞘師でございます。

これから行財政改革大綱を策定にあたって、意見を述べるだけでなく議事の進捗や取りまとめに務めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

6. 行財政改革大綱策定に係る諮問

坂本企画財政部長 ありがとうございます。

続きまして、市長から委員会に大綱策定に係る諮問書をお渡ししたいと存じます。

北田市長 北見市行財政改革推進委員会委員長様、北見市行財政改革大綱の策定について諮問、少子高齢化の進行・高度情報化・市民の行政に対するニーズの多様化など社会経済情勢が大きく変化する中で、地方自治体においては、本格的な地方分権社会を迎え、自らの判断と責任で、地域の様々な政策課題に的確に対応することが必要であり、これまで以上に自主・自立の行財政運営が必要となり、より一層の行財政基盤の強化や効率化が求められています。

本市では、合併を契機に新たなまちづくりに取り組んでおりますが、合併による行政効果を確実なものにしていくためにも、行財政改革を着実に推進し、市民と行政が協働する豊かで活力と生きがいに満ちた協働によるまちづくりを実現していきたいと考えております。

つきましては、市民の期待に応えられる新しい行政の仕組みづくりの指針となる「北見市行財政改革大綱」を策定するにあ

たり、貴委員会に大綱素案の取りまとめを諮問します。

どうぞよろしくお願いいたします。

坂本企画財政部長 諮問書が委員長にお渡しいたしましたので、諮問書の写しを皆様のお手元に配布させていただきます。

これから先は、委員長に議事の進行をお任せいたしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

7. 報告事項

(1) 北見市行財政改革推進委員会設置要綱について

(2) 北見市行財政改革大綱の策定スケジュール等について

8. 協議事項

(1) 諮問事項に対する調査及び審議の進め方について

(2) 北見市行財政改革大綱策定方針について

鞘師委員長 市長は、他の用務がございまして退席したいということですので、ご了解願います。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

委員会次第7番目の報告事項に入らせていただきます。

資料2ページ、(1)の北見市行財政改革推進委員会設置要綱についてと、(2)の北見市行財政改革大綱の策定スケジュール等についての報告事項を一括して事務局より報告してください。

事務局 委員会資料2ページ、「北見市行財政改革推進委員会設置要項について」

でございます。5ページでございます、資料1をご覧くださいと思います。

この要綱は、社会経済情勢の変化に対応した簡素にして、効率的な市政の実現を推進するため委員会を設置するものでございます。

第2条は、所掌事務を規定しており、「行財政改革大綱の策定に関する事項」、「その他の行財改革の推進に関する事項」について、市長の諮問に応じて調査審議を行い答申すること、必要があるときは、市長に意見を述べるができる、としております。第3条は、組織を規定しており、委員数は15人以内としております。

第4条は、委員長及び副委員長の選出、責務、第5条は、会議の招集、会議の成立を規定しております。

第6条は、設置期間を規定しており、最初の会議の日から、市長に答申をする日までとしております。具体的には、本日諮問した事項の調査審議が終了し、市長に答申がされた日までとなります。

第7条は、庶務を規定しており、委員会の庶務は企画財政部とし、行政評価・行財政改革主幹が担当となっております。続きまして、(2)の「北見市行財政改革大綱の策定スケジュール等について」でございます。6ページでございます、資料2をご覧くださいと思います。

まず、上段の二本線で囲ってあります、「行財政改革大綱」、「推進計画」の策定でございますが、本日、第1回目の委員会を開催し、いよいよ大綱策定の調査、審議に入るわけでございますが、来年の2月を目途に大綱素案の答申をいただけるよう、ご審議いただければと考えております。

また、大綱が策定されますと、この大綱に基づく推進計画を作ることとなりますが、この推進計画の作成においては、大綱案のご審議の過程において出されたご意見、ご提言などを取り入れながら、来年の9月頃までに作成を終了し、平成20年度予算、実施計画などに反映させていきたいと考えております。

次に、財政健全化プラン、集中改革プランの欄でございますが、平成19年度予算、実施計画又中期財政計画などに反映させるべく、全庁的な取り組みとして作成作業が行われております。

本来は、大綱のもとでの作成となりますが、新しい北見市の財政状況、国の行革指針などから、大綱に先駆けて作成し早期に住民に公表し、国に報告することとしております。

また、推進計画が作成された段階で、この計画の見直しを図ることとしております。

続きまして、「中期財政計画」、「予算編成」などの欄につきましては、大綱、推進計画、財政健全化プランに関わりがある各種計画、作業のスケジュールを載せてございます。

以上でございます。

精師委員長 ただ今の事務局から報告がありました。何かご質問等がありますか。

質問事項がないようですので、次に移りたいと思います。

事務局 次に、7ページをご覧くださいと思います。

北見市における、行財政改革の推進体制を模式図にして載せてございます。左側に、

推進委員会、右側に、行財政改革の推進母体であります、市長を本部長とする「北見市行政評価・行財政改革推進本部」の組織構成、所掌する事項を載せてございます。左側でございますが、本日、推進委員会に市長から、行財政改革大綱の策定について諮問がされましたので、これから調査、審議をいただき大綱素案として、市長に答申をいただくこととなります。

市長は、大綱案を「推進本部」に報告し、委員会からの答申に基づく大綱素案、提言・意見などを基に、一番下にございます、「北見市行財政改革大綱」「推進計画」を策定することとなります。

以上でございます。

鞘師委員長 今の説明に対するご質問はありますか。

よろしいですか。

それでは、次に移りたいと思います。

8番目の協議事項、資料3ページの(1)諮問事項に対する調査及び審議の進め方についてということと、(2)北見市行財政改革大綱策定方針について、この2つですがまず(1)諮問事項に対する調査及び審議の進め方について事務局より説明してください。

事務局 委員会資料3ページ、「(1)諮問事項に対する調査及び審議について」でございます。8ページでございます、資料3をご覧くださいと思います。

まず、第1回目の委員会が本日でございます。推進委員会で調査及び審議する諮問事項の確認をはじめ、各種資料により現況を把握していただき、2回目以降からは実

質的に調査及び審議に入る流れを想定したものでございます。

そこで、2回目以降からは、諮問された事項の実質的な調査、審議を進めていただくこととしております。

会議の回数につきましては、今後の調査、審議の状況によることとなりますが、最終的には、推進委員会としての調査、審議の取りまとめ、諮問事項に対する大綱素案及び答申案の確認をいただく会議までと考えております。

なお、2回目の会議の日程につきましては、後ほどご相談をいただくこととなりますが、答申案などの確認までの委員会開催の目安といたしましては、1か月に1回から2回程度の開催で、取り進めていただきたいと考えております。

以上でございます。

鞘師委員長 どうですか。イメージできたでしょうか。協議ですので、ご意見含めて何かあればと思いますけど。

高橋委員 5回程度の委員会で、大綱の策定は可能なのでしょうか。

事務局 一応5回としておりますが、審議の進み方によりまして回数は委員会の中で決めていただきたいと思います。

また、資料等のご要望があると思いますので、こちらのほうで早急に用意いたしまして委員会でご説明していくという作業になるかと思っておりますので、回数は5回にとられないでそれぞれ審議していただきたいと思っております。

高橋委員 ある程度決まっているものを承認・確認していくというのが私たちの役割なのでしょうか。

事務局 この後、大綱策定方針のご説明をいたしますが、委員会から意見を出していただきながら事務局の方である程度素案を作成し、また審議していただく。といった形で進めていきたいと思っております。

鞘師委員長 ゼロスタートは、大変でするので国からの指針などをたたき台にして、進めていきたいと思えます。

たたき台を作ってくださいですね。

他にございますか。

よろしければ、「諮問事項に対する調査及び審議について」は、事務局提案のとおり進めることといたします。

次に、「(2)北見市行財政改革大綱策定方針について」でございます。

事務局 9ページでございます、資料4をご覧くださいと思います。

北見市行財政改革大綱を策定する趣旨でございますが、限られた行財政資源のもと、ますます高度化・多様化する住民のニーズに適切に対処していくために、様々な手法を活用して、地方自治法の規定にもございますが、簡素で効率的・効果的な行政体制を確立するため、不断に行財政改革に取り組みことが必要であり、その取り組みの基本理念を示すものです。

まず1の「基本的な考え方」でございますが、本来は、新しい北見市の総合計画に基づき大綱を策定することとなりますが、現在、策定の準備中でございますので、策

定の方向性、指針としては、新市まちづくり計画の「効率的な行政運営の推進」を実現するため、それから、平成17年3月29日に総務省通知による「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」、略して「新指針」といいますが、これを基本に、大綱の策定を進めることとなります。

次に2の「大綱策定の背景」でございますが、北見市を取巻く背景、北見市の現状及び旧1市3町の行財政改革の取り組みの3つの項目に分けて整理をしております。

(1)では、社会情勢の変化や市民ニーズに対応できる行政の在り方、厳しい財政状況など国、地方が抱えている課題などを、「北見市を取巻く背景」として整理をしております。

(2)では、合併に伴って生まれた、「北見方式」といわれる、新しい自治の試み、新市の将来像を実現するための「新市まちづくり計画」や合併に伴って、新たに発生した財政負担など、新市が抱える厳しい財政状況などについて、「北見市の現状」として整理をしております。

10ページをご覧ください。

(3)では、旧1市3町がこれまで取り組んできた、行財政改革の推進状況を旧市町別、時系列的にまとめ、10ページ・11ページに旧1市3町の行財政改革の取り組みとして、整理をしております。

次に、12ページ、3の「大綱の策定方法」でございますが、行財政改革の指針となる「大綱」の策定と大綱に基づく、具体的な改革推進に向けた推進計画の2つに分けて、策定を進めることとしております。

(1)の大綱の策定でございますが、先

程「基本的な考え方」のところで説明いたしましたが、現在、新しい北見市の総合計画がございませんので、新市まちづくり計画に基づく「効率的な行政運営の推進」について所掌し、総合計画の策定時点で調整するなどの計画変更が加わるものと考えております。

なお、計画内容の変更が軽微な場合には、推進計画での対応などで整理することも考えられます。

また、行政組織・行政運営全般について、計画策定・実施・検証・見直しの、いわゆるPDCAサイクルによる点検を常に行い、これに基づき改革を進めることが新指針で明記されており、これらを踏まえ策定することとしております。

(2)の「推進計画の策定」では、大綱を基に推進計画を策定することとなりますが、現在、作成中の財政健全化計画、集中改革プランがございますが、できるだけこの計画と整合性をとり、具体的な数値目標を掲げた計画とすることを考えております。

次に、4の「改革の進め方」でございますが、大綱の計画期間については、長期計画として、10年間を想定し、平成19年度から28年度までを考えております。

(2)の「改革の推進体制」については、市長を本部長とする推進本部が中心となり、全庁的な体制で改革に取り組むこと、大綱策定にあたっては、市民の意見を取り入れる観点から、「行財政改革推進委員会」を組織することなどを内容としております。

(3)の「公表及び情報公開」については、「説明責任の確保」が、新指針に謳われており、大綱策定に関する委員会の審議過程や大綱そのものをホームページに公表する

などの内容としております。

13ページをご覧いただきたいと思いません。平成17年3月29日付け総務省通知を抜粋し、【参考】として載せてございますので、その内容についてご説明をさせていただきます。

大きな項目で8項目ありますが、今回、行政側が取り組む項目として(1)の地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化から14ページ、(7)の自主性・自立性の高い財政運営の確保まで7項目、中項目として、大項目と重複している項目もありますが、19項目を挙げており、「行政改革推進委員会」での協議の指針、参考事例としていただき、大綱策定の議論を進めていただきたいと考えております。

なお、新指針の8項目にあります「地方議会」につきましては、議会改革の取り組みを市議会として行うことと考えておりますので、策定方針からは除いた内容としております。

主な項目についてご説明させていただきます。

まず、(1)の地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化につきましては、

の民間委託から のPFIまでは、一般事務や施設の管理運営事務などについて、民間委託等が可能かどうか検証するとともに、積極的かつ計画に推進することが示されています。

地方公営企業の経営健全化から 地方公社の経営健全化では、全国の自治体での第三セクターの破綻などを受けて、公共的な事業としてのサービス自体の必要性、経営内容の検証や健全化、また、統廃合・民間譲渡・法的整理を含めた見直しを示され

ています。

の地域協働の推進では、住民に身近な事務事業は、住民自ら積極的に参加する取り組みを積極的に進めること、まちづくり協議会や自治区などの活用、また、活動主体との積極的な連携・協力が示されています。

次に、(3)の定員管理及び給与の適正化等につきましては、の定員管理の適正化では、定員モデル、類似団体別職員数を活用した、定員適正化計画の策定することが示されており、策定にあたっては、平成11年から16年までの準減数4.6パーセントを上回る総定員数の純減を目指すこととなっております。8月下旬に示された、新しい取組方針では、5.7パーセント以上の純減となる計画とすることが示されています。

また、まちづく計画の財政計画では、平成26年4月現在の普通会計職員数を872人、20パーセントを純減することでの計画となっております。

の給与の適正化では、給与制度全般についての見直しが行われています。特に、給与制度、運用・水準の適正化、特殊勤務手当をはじめとする諸手当のあり方の総合点検と早急な見直しなどが示されています。

次に、(7)の自主性・自立性の高い財政運営の確保につきましては、の経費の節減合理化等財政の健全化では、自らの財政状況を分析したうえで、事務事業の見直しを行うことにより、歳出全般の効率化と重点化を図るとともに、財政健全化計画の策定など財政関連計画の策定が示されています。

の補助金等の整理合理化では、様々な

団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、負担のあり方等、PDCAサイクルにより見直しを行い、住民などに対する説明責任を果たしながら、計画的に廃止・縮減することが示されています。

以上でございます。

鞘師委員長 ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご意見等はありませんか。

高橋委員 PFIとは、どのようなものでしょうか。

事務局 公共施設を民間の事業者に建築していただいて、そこに市が借受する。

例えば、芸術文化ホールを民間の建設会社に建設・管理をしていただき、市はその一部を借りて入るというものです。中には、国から補助金が出るものもございます。

民間の活力等を利用して行政がそこを利用することによって経費を節減していくという制度です。これは、ヨーロッパでは特に多く見られ、道路についてもこの制度を導入している例もございます。

今村委員 実際の導入は、非常に難しいですね。

事務局 建てられる方は、民間で利益というのがありますので、ただ単純に借家として入っていくわけにはいかないということもあります。

今村委員 留辺薬の廃棄物処理場もそうですね。

南川副市長 公共設計でやるのと、民間設計でやるのとの差が出ますが、PFIでは差が出ないというのが一般的です。

留辺蘂の場合は、全国で初めて24億の事業費が14億で落札した。これは、特殊な例でございますけれど、確実に直営との差が出ます。

なかなかどういう事業をやるかというのが難しいですね。

鞘師委員長 資料4の基本的な考えのところで、新市まちづくり計画に基づく「効率的な行政運営の推進」を実現するためですが、下の行では効率的・効果的と書かれていますが、一致していないとおかしいのではないのでしょうか。

事務局 お手元に配布してございます新市まちづくり計画書の52ページをご覧ください。

の効率的な行政運営の確立ということで、ここに今の行政運営の関係が載っております。ここの主要事業で、新市庁舎の整備、行財政改革の促進、行政評価の推進、行政機能の再編整備について取り組むよう計画書が作成されております。

現在、総合計画がございませんので、これを受けまして今回行財政改革大綱を作成していくこととなります。

鞘師委員長 そうすると、この52ページのタイトルがよくないのかな。

中身は、効果もうたってるわけですし、しかも永続的・持続的な発展に向けた行財政改革というのであれば、効率的だけではない広い大綱になるわけですね。

それによろしいでしょうか。

それから、12ページの大綱の策定と推進計画の策定については、主語がありませんが誰が策定するのでしょうか。策定するのは、先ほどの図でいうと右側の囲みのところですよ。私たちは、それに対して素案を提案することですね。

事務局 策定の主体は、資料7ページの右側の推進本部が行います。

鞘師委員長 私たちは、意見を言っていくということですね。

それから、同じく12ページの4.改革の進め方の(2)の下から2行目の「北見市行財政改革推進委員会」を組織し、市民の意見を取り入れながら市民本位の行財政改革を推進します。推進するというのは、たぶん実行時のことだと思いますが、これ10年間なんですよ。

この場と、10年間との実行の関係はどうなっているのでしょうか。

事務局 基本的には、行財政改革大綱の素案の答申をいただくと委員会としての役目は終わりますが、その間にいただいたご意見ですとかご提言がこの中に必ず出てきます。それは、実行段階の推進計画の方に反映させていくこととなりますので、推進部分については行革本部が推進します。

鞘師委員長 私たちの議論したものがその場で生きているということですか。

北見市行財政改革推進委員会を組織し、市民の意見を取り入れながら、ここまではこの話ですね。推進段階から以降は何か

抜けているのでしょうか。私たち市民の意見を取り入れたものを大綱をもとに改革を推進していくということですね。

文言整理もしていただいたほうがよろしいですね。

事務局 「市民本位の」を削除します。

審議委員長 それでは、「市民本位の」の文言の手直しをしていただき、北見市行財政改革大綱策定方針については、後ほど質問させていただきと思います。

次に、次第の9番目、その他に入らせていただきます。資料4ページ(1)の配布資料の説明について、事務局より説明お願いします。

事務局 財政状況関係のご説明をいたします。

別冊になっております資料の1ページをお開きください。こちらにつきましては、平成18年度合併後新市として6月議会でご承認いただきました当初予算案の資料でございます。

2ページについては、各会計予算総括表のページになっております。こちらは、今の北見市の会計、一般会計を初めといたしまして11の特別会計、3つの企業会計、これらを合わせまして全部で15の会計となりますけれども、こちらの合計額といたしましては、一般会計では一番上でございます688億という規模になっております。これら全会計でございますと1200億円、これが新北見市の一般会計、特別会計、企業会計を合わせました総予算規模となっております。

3ページには、これらの会計のうち一般会計歳入の内訳を記載しております。17年度については、旧1市3町の当初予算を合算した数字を記載しております、一応比較対象としております。

次に4ページについては、一般会計の歳出の資料で目的別に区分した歳出予算の金額について記載しております。

5ページには、性質別に組み替えて整理したものを記載しております。以上が平成18年度の新市の予算の概要となっております。

6ページ以降には、具体的な事業として主な事業を目的別に記載しております。左側の「まる」及び「新」の表示については、市長公約関連事業及び新規事業の区分となっております。こちらにつきましては、7ページ以降24ページまで主な事業を掲載しております。次に25ページ以降の資料については、財政状況資料といたしまして18年度当初予算を基本といたしまして、決算見込ベースその後の補正予算も一定程度含みながら18年度の決算見込を作成しまして、それをもとに19年度、20年度を推計した資料となっております。

26・27ページには、この資料を作成するに当たっての前提条件を記載しております。

28・29ページには、18年度決算見込ベースで歳入と歳出を見込みます。一定の条件下で19年・20年を推計いたしますと歳入歳出についてはこのような状況になります。歳入でいいますと28ページの一番下、18年度でいいますと、これはあくまでも当初予算ベースではなく補正予算額も想定しまして総額665億と推計しま

して、これをもとに19年・20年の歳入の推計をしております。29ページの歳出では、歳出合計Bの欄に18年度693億という数字が入っております。こちら当初予算をベースに決算見込として推計されるべき歳出を想定しまして19年・20年を一定のルールで推計しております。そしてこれら歳入歳出を単純に引きますと29ページのCの欄で18年度ですとマイナス27億4千2百万円、19年度ですとマイナス28億4千1百万円、20年度ですとマイナス25億7千1百万円となっております。18年度につきましては、既に歳入のほうが少なく歳出のほうが多い状態になっております。これらの不足する部分をどのように埋めたかといいますと、決算見込ベースで考えますと一定程度歳出につきましても歳出予算として不用額が出てきます。2億円程度想定しております。当初予算段階でこれらの収支不足を埋めるために、財政調整基金を取り崩して充てた分。それから、地域振興基金、その他特定目的基金の長期運用でございます。現在市にある貯金を一時お借りして歳入の不足に充てた金額が、基金繰入金としまして25億4千2百万、18年度の欄になっております。これらに基づいて、18年度については、収支が均衡する見込を今のところたてさせていただいております。19年・20年につきましては、現在これらの収支不足を埋めるために財政健全化プランを策定し、これらの収支不足に充てたうえで基金等の活用も含めながら財源補填をしていきたいということで、19年・20年についてはこの段階としては空欄になっております。

30ページには、こうした財政状況の課

題を整理し、今後の対応については、このような収支不足が想定されますことから財政健全化プランを策定すべく、現在財政健全化推進本部を立ち上げ、4つの事務事業見直し部会、それから5つの各専門部会を設けまして、これらの事務の総点検、事業の見直しに着手しております。

31ページにつきましては、これらの試算における市の借金の残高の推移、試算を前提にしますと、17年度から始まっておりますけれども17年度残高を基本にしまして18年度の市の借金の残高は、合計で849億となっております。19年度20年度と残高が推移しております。2番目の基金残高の推移についてですが、基金というのは市の貯金でございます、財政調整基金及び特定の目的基金を設定しております。それらの残高を一覧として表示しております。

32ページには、債務負担行為残高というものがございます。債務負担行為というのは少し難しい言葉でございますけど、市債というのは北海道知事から許可を受けて金融機関からお金をお借りして事業に充てていくというのが市債でございます。債務負担行為といいますのは、例えば建設事業に補助しますよ。だけど、3年間に分けて補助しますよ。というように、債務を分割してお支払いしますよ。というような約束に基づいて支出を行うもの。これを債務負担行為というものでございますが、こちらの方の部分というのは、債務というのは銀行からお借りしたお金と変わりませんので、こちらの債務負担行為の残高につきましても一覧にし表示しております。次に4番ですが、退職金の推移でございます。歳

出の推計にあたりまして人件費の中で退職金というものが出てまいります。この退職金につきましては、今後団塊の世代の退職を迎え、どのように推移するのかということをおあらかじめ一定の条件下で推計したものを参考までに表示しております。こちらが平成18年度の当初予算、当初予算の際に議会に提出しているその後の財政状況の推計を一覧として資料として添付したものでございます。

次に33・34ページの資料については、平成17年度の北見市の決算統計の資料でございます。平成17年度の決算額は、旧1市3町を合計したものでございます。収入の状況といたしましては、表の左側にあるように細かく区分されております。それから34ページには、性質別に区分された平成17年度決算の歳出の状況を資料として添付しております。

35ページにつきましては、類似団体との比較ということで、類似団体と申しますのは人口と産業構造が似かよった全国の自治体を類似団体と呼んでおります。従いまして、北見市と人口規模それから産業構造が似かよった団体と比較した場合に、北見市がどの位置にあるのかを参考資料として作成したものでございます。表の中で経常収支比率という聞きなれない項目がありますが、これは歳出の経常的にかかる経費、これに充てられた歳入の割合を示した数値でございます。これらにつきましては、平成17年度の数値をベースにし類似団体と比較しております。

36ページには、このうち主な項目につきまして、住民一人当たり、比較するときにはただ金額で比較するのはなかなか難しい

です。市民一人当たりの額ですとか、職員一人当たりの人口というような形にして記載しております。

それから、37ページから40ページまで市町村財政比較分析表を記載しております。これにつきましては、平成16年度決算の状況でございます。この表は、道のホームページにも載っておりますが、その資料を参考までに添付しております。あくまでも合併前となりますが、旧市町の16年度の決算の状況について参考までに添付しております。

以上でございます。

事務局 続けてご説明いたします。

別冊、41ページ、資料2職員数関係でございます。

合併前の旧市町の職員数が平成14年度以降、どのように推移しているか、一覧に纏めたものでございます。

平成14年度以降18年度までの増減数は、普通会計の職員数が14年度に比べ14.6パーセント、173人、総数では、15.2パーセント217人が減少しております。

国ベースでは4.6パーセントですから、かなり大幅な減少となっております。

次に、平成18年度以降の定年退職予定者数を纏めております。

平成18年6月15日現在で調査しておりますが、平成27年までの総数が576人となっており、団塊の世代の退職者も含め、10年間で現在の職員数の半分以上が退職を迎えることとなります。

続きまして、資料42ページから45ページに市役所の組織機構図を載せてござい

ます。

現在の市役所の組織機構につきましては、北見地区消防組合、北見地区衛生施設組合、臨時に設置されている部局を除き、8つの部、3つの室、3つの総合支所、1つの病院、5つの委員会、2つの事務局、3つの教育事務所、5つの調整室、91の課、7つの主幹が配置されております。

次に、46ページ、自治区のあらましを模式図にして、載せてございます。

合併前の旧市町にそれぞれ自治区を設置しております。

自治区設置の目的については、左上段に載せてございますが、読みますと、「地域自らの責任と選択に基づく、住民参画と協働による住民自治の推進、住民の意見が市政に反映され、住民と行政が密接に連携できる体制の構築及び地域の特性を活かした個性豊かな活力あるまちづくりを目指す。」ため、設置したものです。

左側に、まちづくり協議会の役割、自治区長の設置及び役割右側に、自治区に設置された、総合支所などの主な業務内容を載せてございます。

真ん中には、市長と自治区、市長と自治区長、自治区と住民との関係を示しております。

現在、まちづくり協議会では、市長の諮問に基づき、自治区内の事業のあり方などについて、審議が行われております。

次に、47ページから51ページには、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」の主なものを抜粋し載せてございます。

行政改革大綱素案の策定にあたっては、これらの項目を基本にして素案を策定する

こととなります。

また、52ページには、合併をはさんで、旧市町が、どのように、行財政改革・財政健全化に取り組んできたかをまとめ、模式図にしております。後ほどご覧いただきたいと思っております。

続きまして別冊2でございませう。

別冊として、オホーツク圏北見地域合併協議会での事務事業の協議に係る調整方針を一覧に纏めたものを配付してございます。表紙をめくっていただいて、裏に項目数を載せてございます。

まず、項目数でございませうが、合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置、財産の取り扱いの基本協議項目5項目を除く、全体で1,016項目について載せてございます。

Aランク307項目は、合併協定書に関わる項目で、合併決定前に協議会で協議し、調整方針を確認するとともに、住民に調整内容を公表し、合併に当たっての判断材料とした項目、B・Cランク709項目（Bランク196項目、Cランク513項目）は、調整方針を幹事会で決定し、協議会に報告した項目となっております。

また、1,016項目のうち、822項目は合併時に調整が終了し、合併後に統合、廃止、再編となった、194項目、枝葉を含みますと227項目について新市に持ち込まれ、現在、調整作業が行われております。

以上でございませう。

鞘師委員長 ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質問等がありますか。

葛西委員 この資料の29ページの歳出合計Bの上に積立金の額と、32ページの債務負担行為の基金積戻分との関係はどのようにになっているのでしょうか。

事務局 具体的な歳出の項目の中で積立金の内容についてのご質問ですが、長期運用積戻分については、市の貯金というものがございます。市の貯金というのはそれぞれ目的によって貯金をしております。その目的以外には、基本的には取り崩しができないこととなっております。これは基金条例の中で定められております。ただ、基金条例の中でその目的以外に特定の許される基金11項目については、一般会計に運用できる規定がございます。これらを一般会計に運用しますと定期的にその運用額について一定額を必ず積戻するというお約束の基に運用することになっております。

従いまして、例えば基金から1億円お借りしたというイメージになりますが、借りた1億円については今後10年間で1千万ずつお返しして積戻していくというような仕組みで運用している状況がございます。

従いまして、過去に運用した市の貯金につきまして基金積立金として積戻しを行うというような科目が出てまいります。その合計額が例えば29ページの18年度でいいますと積立金の長期運用積戻分のところに9億7千4百万の数字が入っております。18年度に過去から借りた基金の積戻分を合計しますと9億7千4百万分今年分は積み戻、つまり基金にお返ししなければならぬという歳出がございます。これらをお返しする、それからまた新たに基金からお借りするというものもございます。これらを

合わせますと18年度の基金からお借りしている分の残高というのは、債務負担行為残高の基金積戻分の残高というのが18年度で62億円となっております。基金積戻分の残高で18年度末の段階で基金からお借りして今後貯金のほうに返さなければならぬお約束している部分が62億円ほどございますというのがこちらの数字の表示になっております。

従いまして、29ページの基金積戻分は今年返す分、また新たにお借りする部分これが終わりますと18年度残高としては基金からの借り入れの額は残高としては62億円がまだ残っているという表示になっております。基金の運用については、そういう仕組みで歳入歳出予算に計上いたしまして、債務負担として運用している仕組みになっております。このような財政上のやりくりをさせていただいている科目でございます。

事務局 実際、市が借り入れをするためには相当制限がございます。

民間ですと銀行からお金を借りてそして毎年償還していく形になると思いますが、市の場合は市の貯金を銀行に預けても金利ゼロという問題がございます。

それから市が銀行からお金を借りるときは利息がつくこととなります。そういう意味から、基金から市がお借りして、お借りした金利というのは銀行の半分以下の金利で基金からお借りする。

基金のほうは、今銀行に預けても金利は0%ですから逆にそれよりも高い金利で基金から借りて償還できるということですので基金側は逆に返せば増えていくというよ

うな形を取っております。

これについては、市の条例で定めておりまして、それから議会でもこういう形でやらせていただきたいということで提案いたしまして、議決を経てこういった仕組みを取り入れております。

先ほど財政課長から説明ありましたが、29ページについては今まで借りてきた基金についてお返しする分が9億7千4百万円。それから32ページについては、お返しして、なおかつ今年またお返しする分がありますので、基金側から借りている残高は18年度末で62億円程度基金に返さなければならぬということをここで示しております。

高橋委員 予算の概要を見ますと、合併によるスケールメリットが表れていないのはなぜでしょうか。

それと、主な事業の中でどの程度重要なものなのか格付けがよく見えてこない。重要度を示してもらいたい。

それと、債務負担行為残高の推移で平成20年までの支払い計画しか記載されていないがその後はどうなっているのか。

事務局 合併メリットについてですが、例えば議会費につきましては、合併後議員定数が大幅に削減されていますので効果額が表れてきます。プラスになっている項目につきましては、合併の調整方針の中で3年間を目途に調整することとなっているので、一定期間が過ぎないと効果が表れてこない項目も中にはあります。

このようにさまざまな項目がありますが、合併メリットが表れるよう、現在事務事業

の見直しを行っております。

次に、主な事業についてですが、ここに掲載している事業は全て歳出予算として計上した予算です。これについては、全て必要な予算として認識しております。ただし、選択するに当たりましては、行政評価を行い、予算編成を行った上、最終的に決定された事業の主なものを掲載しております。

次に31・32ページの資料についてですが、これについては全て残高を表示しております。なぜ、20年度までの収支見通しかというと、政策的予算を計画的に実施するために3年間の実施計画を毎年策定しております。

この計画に基づきまして予算要求書の提出を受け、予算編成を行っております。18年度新市として初めての実施計画については、18・19・20年度3年間の計画となっております。この政策的計画を展開するにあたっての財政の収支見通しがどうなるかを前提に財政見通しを示しております。その期間の市の貯金や借金の残高、分割で支払う残高の推移を示した表となっております。

鞘師委員長 高橋委員は、3年先の財政計画の有無を質問されているのでは。

事務局 市債については、一定の条件で毎年新たに借入れをしております。

また、事業にかかわって債務負担も毎年起こしていきます。

これらは、条件設定し残高を推計しておりますが、あまり長い期間を推計しても参考にならないこともあります。ですから概ね3年又は5年の期間で見通しを従来してお

ります。

中期財政計画については、5年間で計画しておりますが、今年につきましては、新市ということで基礎となる資料がありませんでしたので、3年間の実施計画に合わせて収支見通しを作成しております。

鞘師委員長 それぞれ類似団体の数値を示しているが、現状は解っても在るべき状態が見えてこないのので、正直な問題意識を示してもらわないと議論できない。

事務局 今回お示しさせていただいたのは、行政全般の流れを資料としてお示ししてご説明させていただきました。

今、委員長からご指摘ございました、今後の協議に向けてどのような形で資料をお示したらよいのかについて、事務局で整理し正副委員長と確認しながら次回に向けての資料作成に取り組んでまいります。

8. その他

鞘師委員長 次に、次回の日程ですが11月の13日以降に行いたいと思います。

これで、本日予定しておりました議事はこれで終了いたしました。全体を通して何かありませんか。

事務局から何かありますか。

事務局 費用弁償についてご説明いたします。

ご自宅から委員会会場まで2キロメートル以上の距離にある委員の皆様には、委員会1回出席につき交通費が支給されます。

お支払いにつきましては、ご指定の預金口座に後日振込みとなりますので、開催案

内に同封いたしました「口座振替申出書」を委員会終了後にご提出いただきますようお願いいたします。以上です。

事務局 事務局より連絡いたします。

委員会の調査・審議に要する資料につきましては、個人情報保護に関わる資料以外、委員の皆様提供して参りたいと考えております。

委員会開催時、電話などでも結構ですので、事務局まで申し出たいと思います。

なお、提供依頼のあった資料につきましては、委員共通の認識により審議いただくこととなりますので、委員全員に配付することとしております。

本日、欠席された委員の皆様についても、同様の認識により、次回からの審議をいただくため、後日、資料を持参し、説明して参りたいと考えております。

鞘師委員長 以上で、第1回行財政改革推進委員会を終了いたします。